

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成29年3月6日(月)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	飯田雅広
	委員	水野智見	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	江上文啓	総務部兼 安心課 部長	伊藤啓二
	総務課長	浅野幸司	税務課長	鈴木孝治
職務のため 出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	金山昭司
	書記	飯田和泉	主事	戸崎智信
付託事件	議案第6号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について 議案第7号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 議案第8号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 議案第9号 蟹江町税条例等の一部改正について			

○委員長 松本正美君

おはようございます。

ちょっと定刻より時間早いですけれども、ただいまより総務民生常任委員会を開催いたします。定刻までにお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。

お手元に議案第9号の補足資料を配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日、付託案件の審査終了後に所管事務調査を行いますので、よろしくようお願いいたします。

坐らせていただきます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、議案第6号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと確認したいんですが、最後のページの要点のところの第31条第2号で、2行目で、条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者、これは誰のことを言っているのか、確認をお願いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

改めまして、おはようございます。

では、私のほうから答弁させていただきます。

31条でございますけれども、今回の事務改正の条例でございますけれども、こちらのほうはマイナンバー、いわゆる番号法の関係のところの法改正に伴うところの改正でございます。ことしの29年7月から、マイナンバーを相互に地方公共団体同士で情報連携をするという予定で今進めております。それに当たりまして、国も含めてそうですけれども、各市町村ごとでいろいろ限られた範囲内で、決められた範囲内の中の情報のやりとりをするわけでございます。そのところで、番号法のところの法律でもって、しっかりそういうふうに条例のほうでも決めなさいというところでございます。

31条の条例事務関係情報照会者と提供者というのは、それぞれ蟹江町から例えば照会する場合は蟹江町のところで照会、どこからの市町村から蟹江町にお尋ねがあったところで蟹江町から提供する場合は提供者というところでございます。いずれにしましても、国の法律に同調しまして、各市町村が持っている事務内容のところの独自利用事務について国と同調させる、そういう意味の今回の条例改正でございます。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

結構です。

○委員長 松本正美君

他にございますでしょうか。

○委員 中村英子君

個人番号は、情報を必要な提供先に提供されていると思うんですけども、これを導入したときにいろいろご説明があったものですから、そのときいろいろお聞きしたと思うんですけども、具体的に、情報の提供を受ける中身とか送る中身というのは、今、個人情報に入っている情報そのものは非常に基本的なことではないかなと思うので、例えば、税務関係なのか、どういう中身が必要になってくるんだろうかと思うんですけども、どういう例がこれあるんですか、中身的には。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問でございます中身的には、本来番号制度というのは、税と社会保障、災害関係のところの3本柱のところのいろいろ利用していくというところで創設された制度でございます。

先ほどのご質問のどういう事務かということにつきましては、各独自利用事務と先ほども申し上げたんですけども、条例できっちり定めまして、独自の利用事務、蟹江町はこの業務、どここの市はこの業務ということで、限定された業務のやりとりでございます。例えば、民生関係で申し上げますと、児童手当の関係、そういった庶務との関係の照会とか、そこら辺の具体的な、今、書面でもってやっておるところを番号を使って個人特定をしながら

ら照会提供をするというところの内容でございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

当時いろいろ説明があつて、限定のあれもお聞きした記憶があるんですけども、内部はそういうことだと思うんですけども、外部というのは、これは別に対象になっていないんですか。外部とのやりとりという理解をしたんですけども、外部、例えば、みんな特別徴収の人たちとかは、全部子供の扶養親族、扶養家族の者も全部番号として提示されていると思うんですけども、そういう、よそで持っている番号との内容についての問い合わせとか、そういうような中身的な情報提供してほしいとか、情報をやるとかいうこと、外部ですけども、そういうようなことについてはどういうふうなんでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

外部とおっしゃるというご質問ですが、それは国とか……

○委員 中村英子君

例えば税務署とか……。

○総務課長 浅野幸司君

例えば、今回の税務署の国税の関係なんですけれども、去年1年間、28年中の確定申告、ことしの今ちょうどやっておられます確定申告の書類の内容も、マイナンバーを記載する内容に様式が変更されております。申告者本人のマイナンバー、それと扶養家族、扶養親族のところ、奥様（配偶者）とか子供さんの扶養親族のところの各それぞれのマイナンバーを記載する様式に今回変更になっております。それはなぜかという、それを記載いたしまして、これは国の税当局のお話になってくると思いますけれども、個人をある程度特定する、12桁の番号でもって、しっかりとその方が、扶養親族の方が、じゃ、その番号、12桁の扶養親族の方が幾ら扶養の範囲内の収入があるとか、そこら辺の、いわゆる個人特定のところで恐らく利用されると思われまして。ちょっとこれは、国の当局の話でありますけれども、そういう意味の、国と地方とのところの、そういった番号のところの照会と提供というところの内容も一部でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

その他ございますでしょうか。

（なしの声あり）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

質疑はないですか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明のほうはございません。よろしく審議のほどをお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 飯田雅広君

ことしの1月だったと思うんですけども、育児・介護休業法が改正されたと思うんですけども、これって、それに連携するような形の改正になっているんでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

今回の条例改正につきましては、もとのところの法律が2本ほどございます。その法律の改正に伴うところの語句の整理というふうな改正でございますので、よろしく申し上げます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 飯田雅広君

そうなる、よくわからなくて申しわけないですけども、今回の育児・介護休業法の改正に関しましては、例えば育児休業をとらせてくれて男性が言った場合に、会社側から、そういうのをとっちゃうと出世できなくなるよとかというような、いわゆる嫌がらせ的なハラメントを禁止していたりとか、例えば子供の看護の休暇をとろうとしたときに、今まで1日単位だったものが半日単位でとれるようになったというような、そういう改正になっているんですけども、蟹江町職員の場合は、そのあたりというのはどうなっているか。

○総務課長 浅野幸司君

まず今回の条例改正でございますけれども、こちらのほうは、いろいろ2条立ての条例改正になっておりますけれども、大きく2つございます。まず、1つは、育児休業をとられるところの子供さんの育児休業ということなんですけれども、子供さんの範囲のところを、育休対象となる子供の範囲を追加というか、広げております。それとあと、これは大きく先ほどの議案第7号もそうでございますけれども、部分休業としての介護時間という、いわゆる時間で介護できるというところの介護になるわけでございます。

先ほど先生のご質問の、じゃ、蟹江町の職員ではどうかということでございますけれども、蟹江町の職員としましては、男性の育児休業取得者は今のところゼロです。この前の全協でも申し上げたように、男女共同参画プラン等々で女性の管理職の能率の向上と男性の育休の取得向上ということで、大きく2つ目標を掲げまして、これから進めていくようには思っております。蟹江町の職員といたしましては現在ゼロなんですけれども、今おっしゃった育休をとることによって、蟹江町の中の例えば職責のところでは不利益になるとか、そういうのは一切ございません。これは育児休業をとるとというのが一つの職員の権利でございますので、そういった子供さんをお持ちの方で、とると判断した職員が申請してきた場合は、蟹江町のほうでそういう体制をとりまして、取得をさせますというところの内容で今進めておりますので、今回、この前の全協でもお話したように、奥さんが妊娠、そして出産する予定の職員も、ここちらほらと出ておりますので、人事当局からも職員に個別にお話ししまして、ぜひ取得ができるような体制をとっていかうと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

男女参画プランのワークショップも私2回ぐらい出させていただいて、そのときにも、男性が育休とれるような体制が今は世間的にはなっていないものですから、役場のほうがお手

本となるような形でやられるほうがいいんじゃないんですかというような話もありましたので、その辺も含めて、民間の事業会社向けの法律は、とれるような体制になっていっていますので、蟹江町のほうも、こういう仕組みというか、制度をとりやすいような形にしていて、目に見える形にしていってもらえるといいかなというふうに思います。

○委員長 松本正美君

要望でいいですか。

○委員 飯田雅広君

はい。

○委員長 松本正美君

そのほかありますでしょうか。

○委員 中村英子君

職員は、職員同士で結婚している人も結構みえるんですよね。それで、職員同士で結婚していて出産ということになると、当分これ、女の人が過去にはずっととってきたというはずですよ。今の話だと、男性はとっていないんだから。逆に、女性がとらずに男性がとっても、何の役に立つだろうな——何の役に立つだろうと言って悪いけれども、女の人が、何かちょっと夫婦でいるでしょう。奥さん職員やって、じゃ、男性とりなさいと言って、奥さんが職員じゃない人はいいですよ。奥さんが職員じゃない人は、旦那さんが職員だったら旦那さんがとって、それはいいですけども、何の役に立つ……、それはまあ母乳あげるとか、何だろう、その場合、男性にとりなさいと勧めても難しいよね、現実問題として。

○総務課長 浅野幸司君

非常に難しいご質問で、お答えにちょっとあれなんですけれども、今のお話、現実、職員同士で夫婦になっている職員もおります。それ以外の、職員とは縁がないというか、関係ないところのご夫婦になっている職員もたくさんおります。

その中で、今のご質問の職員同士の話なんですけれども、それは、いずれにしましても、こういった条例もございますので、職員としてのある程度のそういった子育てのところの、職員としての子育ての支援というところで、人事としては万全の体制で勧奨していかなあかんと考えております。ですので、そこら辺のところは、ご主人が取得されるのか、奥様が取得されるのか、妻が取得するということですね。それは夫婦間のところのお話し合いでお決めいただき、いずれにしましても、町としては非常に……

(「一緒にとれる」の声あり)

○委員 中村英子君

夫婦ではとれないでしょう。

(「奥さんとれるわけでしょう」の声あり)

現行法では2人はとれないでしょう。

○総務課長 浅野幸司君

そうです。ですので、話し合いのところの……

(「かぶっている」の声あり)

○委員 中村英子君

そう、だから、どっちかなのよ。だから、奥さんがとらずに、男の人に……

(「それを言っちゃうと、法律そのものの趣旨がなくなっちゃうので」の声あり)

何の役に立つかなと思って……

(発言する声あり)

いや、育休のところで、現実にベビーを世話するに当たって、じゃ、男性に勧めるといったって、夫婦でやっている場合ね。

○総務課長 浅野幸司君

そこら辺は何度も申し上げますけれども、ご夫婦間でお話し合いをしてということです。

以上でございます。

(「一緒にとってもいいような気がするな」の声あり)

○委員 中村英子君

一緒にとってもよければいいんですけども……

○委員長 松本正美君

中村英子君、挙手をお願いします。

○委員 中村英子君

これは課題ですので、いいです。

○委員長 松本正美君

じゃ、要望しておきます、そういうふうで。

そのほか、質疑ございますか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第8号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。



○総務部長 江上文啓君

補足説明ではないですけれども、お手元に配付させていただいた資料、これは実はことしの5月に軽自動車税の納付書を発送する予定なんですけれども、そのときに同封させていただく資料を補足資料として皆様に配付させていただきました。また内容については後ほどお目通しいただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

第2条関係のほうの一部改正なんですけれども、消費税10%に引き上げられた際の法人税割の税率の引き下げのことについて伺います。

今現在、法人税割の町税なんですけれども、現行で9.7から改正後6%ということでマイナス3.7%なんですけれども、これに至って、引き下げられた結果、蟹江町における町税の税収減というのはどのぐらいになるのか、わかりましたら。

○税務課長 鈴木孝治君

今、ここでわかるのは平成27年度の数字でわかるんですけれども、それで3.7%引き下げられますと、約1億2,400万円の減額というふうになっております。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 板倉浩幸君

はい。

○委員長 松本正美君

そのほかございますでしょうか。

○委員 奥田信宏君

今もらった税率、74条の8か、要するにこれ、かなりの点で上だよ、古い車持っている人は。今の軽自動車税の税率、年額についての、この表を見ながらなんですけど、これ読んでいるときより、ちょっとこれの説明をしていただけませんか。

○税務課長 鈴木孝治君

こちらは、平成28年度から、今おっしゃられたように、かなりの税額が上がっております。例えば、50ccの原付ですと、以前は1,000円だったんですが、平成28年度からは2,000円に上がっております。よく一般的な軽自動車税の、ちょうど真ん中あたりなんですけれども、軽自動車四輪の、以前は7,200円だった普通の乗用車ですね。これが平成28年度からは1万800

円に上がっております。最初の取得の1年度限り、グリーン化特例の経過というのがございますので、性能に応じて75%軽減であったり、50%軽減、25%軽減というのがございます。

あと、同じグリーン化特例の中の重課というのがありますが、こちらのほうでは、13年以上たっているものは1万2,900円ということで、またさらに金額が上がっていくというふうになっております。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

たしか、1,000円が2,000円に上がったときなんかは、倍になったんだという記憶だったんですが、今度は3,600円になるわけだな。だから、そうすると、3.6倍になっている、この2年間——3年になるか。1,000円から2,000円だから……

(「50cc」の声あり)

うん、50ccの。

それから今の話で、13年以降たっているのは、物すごく払わなきゃ感ですね、平成13年以降のやつが。これ、自動車屋さんなんか車検とかするときに、言っているんだろうかね、このくらいになりますよとか、車検なんか、本当はわかるでしょう。全然違って、例えば町からぼーんと来るだけの話で、えっ、何でこんなになったのという話になるのか、こういうの値上がりなんかのPRというのは、こういうふうに変わりますというPRは、値上げのPR、これは例えば一般の人にもわかるように、もうちょっと、これは個人的にもらったやつなので、もうちょっとわかりやすいように、何か広報の方法はないんかね。

○税務課長 鈴木孝治君

住民の方に周知する方法としましては、まずは軽自動車税を納めていただいている方に、この紙を同封させていただきまして、まずお知らせしております。来年度ですけれども、5月の広報には、この全部は載せられないんですけれども、ある程度の情報は広報にも載せさせていただき予定でございます。そのような感じで周知のほうはさせていただきたいと思っております。これ、昨年からは始まっていますので、この増額というのは、去年も広報に載せさせていただいたり、こういったものは入れさせていただいております。

○委員 奥田信宏君

結局、いつ来るかということになると、本来は4月の広報に載せるべきでないの。事前に広報に載せておいてこの紙が来るって順番でないと、これ来て、えっ、上がったと思って、後で広報が、その日に全部広報なんて、わからなけりゃ、段取りはそうなんじゃないかな。やるやらないは、わからないけれども。

○税務課長 鈴木孝治君

申しわけございません。4月の広報には、固定資産税のほうで載せさせていただいて、タイミング、固定の課税のときですけれども、軽自動車の課税のときは軽自動車のものという

ふうで、そういうタイミングで今は載せさせていただいております。

○委員 奥田信宏君

全部上げるというイメージになると悪いので、後で出すんだな。はい、わかりました。

○委員長 松本正美君

その他ございますでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」反対の立場から討論いたします。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備の必要があり、改正しようとするものですが、そもそも、このたびの地方税法の改正は、消費税を平成31年10月から10%に増税することを前提としたものであることです。議会に提案された条例案は、軽自動車税におけるグリーン化特例の1年延長は評価すべきものもあります。しかし、基本的に、先ほど申したとおり、消費税10%の増税を前提にしていること、軽自動車税や法人税に関して認められない問題があることから、反対するものです。

軽自動車税については、消費税を10%に引き上げる際に、自動車取得税を廃止することが前提となっています。その代替として環境性能割が創設されるものであり、税率については当面2%が上限となっています。

自動車取得税の関係では、単純に比較できるものではありませんが、普通車や軽自動車等、全体では約200億円の減税となるとの試算もありますが、一方、軽自動車において、例えば自家用車では、これまでの6段階の区分から、非課税・1%・2%の3段階の区分となり、より厳しい燃費基準である平成32年度基準達成車でも影響を受けるなど、増税の範囲は広いとも指摘されています。

法人税に関しては、このたびの改正は消費税10%の引き上げ時に地域格差が発生するとし、法人住民税率について県税を3.2%から1%、町税では9.7%から6%への引き下げ、その引き下げ分を国税4.4から10.3〜5.9%引き上げ、地方交付税原資化の規模を拡大しようとするものです。

そもそも自治体間の税収格差の是正は地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであり、今回の改正において消費税10%の増税と消費税を地方財政の主要財政に据えていく狙いと一体となっているから反対するものであります。

以上であります。

○委員長 松本正美君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

5番、新風、水野です。

私は、この案について賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の蟹江町税条例等の一部改正する条例の主な内容は、住宅ローン控除及び軽自動車税のグリーン化特例を延長し、法人税割の税率を変更する、並びに軽自動車税の環境性能割及び種別割を規定するなど所要の措置をするもので、国においても十分議論を交わされた税制改正は実施されるものです。

蟹江町としても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある生き生き社会をできる限り効率的・効果的につくっていくためにも、町税の税源確保は重要なものだと考えられます。よって、本改正案について賛成いたします。

○委員長 松本正美君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決をいたします。

議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長 松本正美君

挙手多数です。したがって、議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任を願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

大変ありがとうございました。

(午前9時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美